

第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定及び階の取り扱いは、次によること。

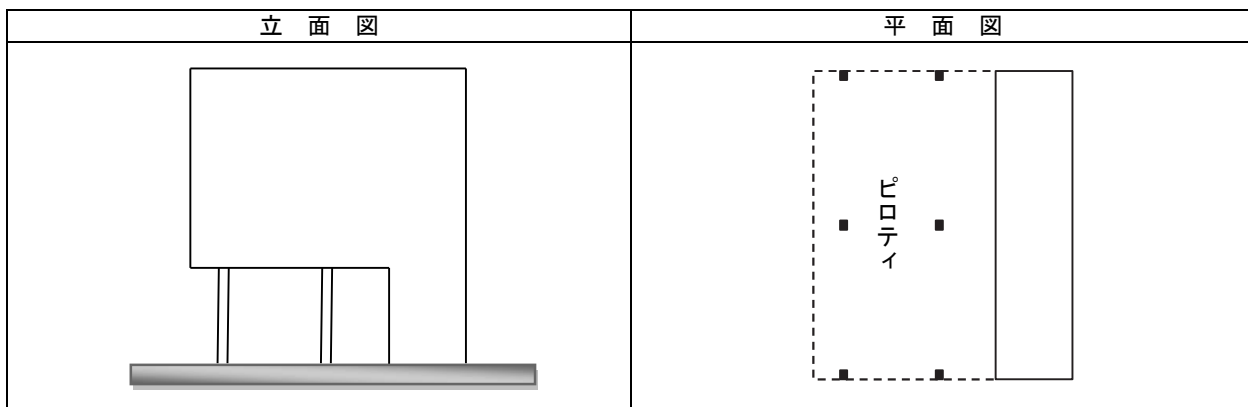
1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ（第3-1図参照）

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は床面積に算入しない。

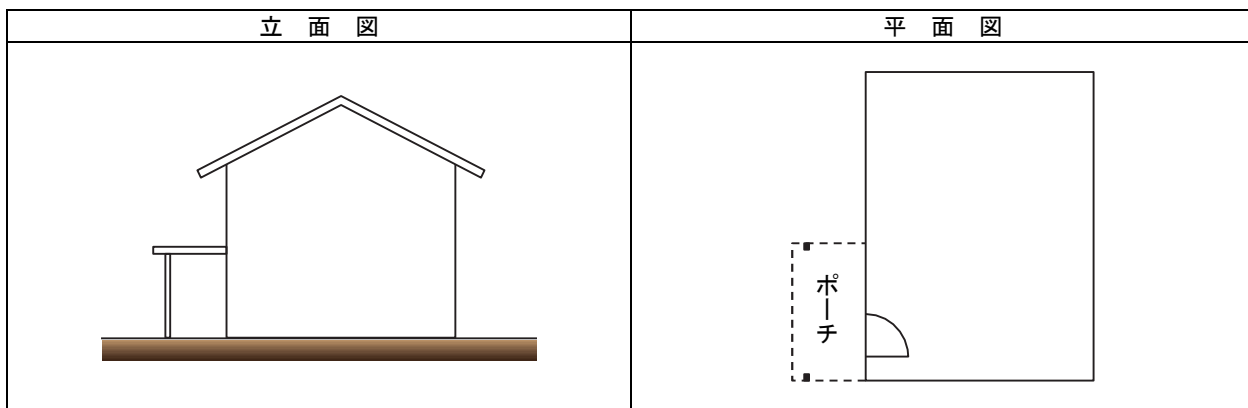


【第3-1図】

(2) ポーチ（第3-2図参照）

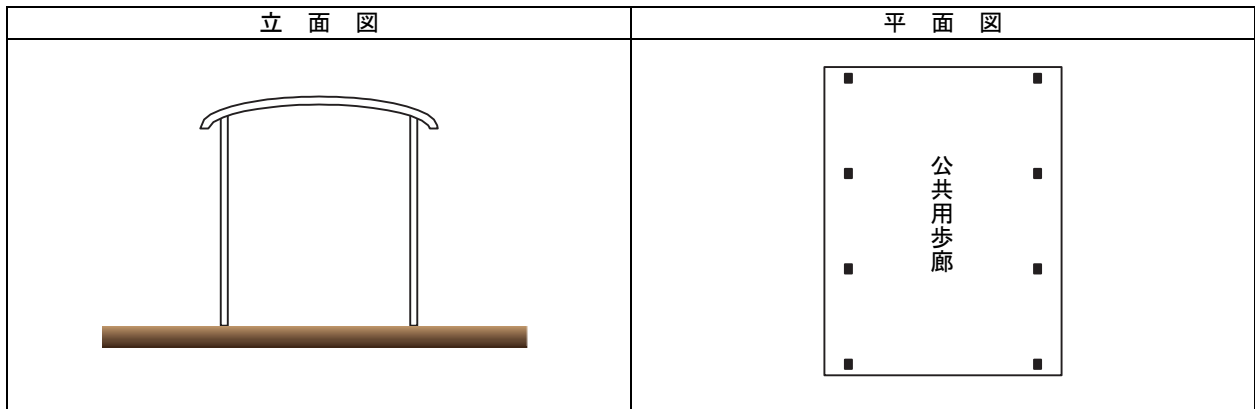
原則として床面積に算入しない。

ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。



【第3-2図】

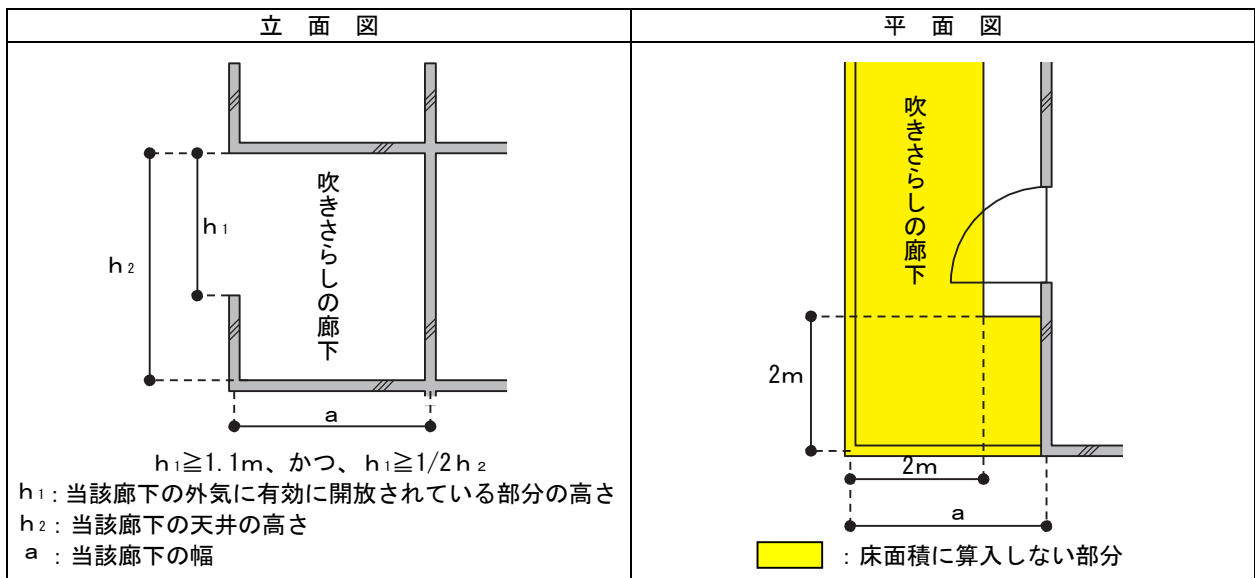
- (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物（第3-3図参照）
ピロティに準ずる。



【第3-3図】

- (4) 吹きさらしの廊下（第3-4図参照）

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。



【第3-4図】

- (5) バルコニー・ベランダ

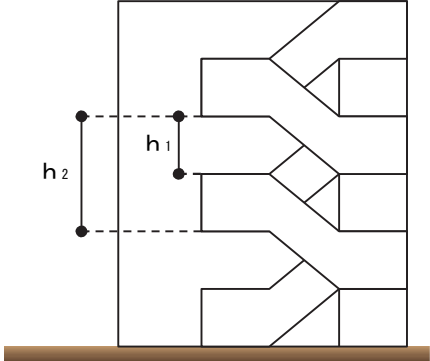
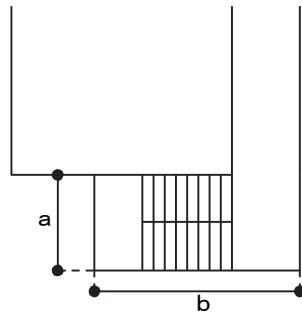
吹きさらしの廊下に準ずる。

- (6) 屋外階段（第3-5図参照）

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

ア 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

イ 高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの2分の1以上であること。

立面図	平面図
 ○イに関する部分 $h_1 \geq 1.1\text{m}$、かつ、$h_1 \geq 1/2 h_2$ h_1: 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の長さ h_2: 当該廊下の天井の高さ	 ○アに関する部分 外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \times 2(a + b)$

【第3-5図】

(7) エレベーターシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。

ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

ア 下端の床面からの高さが、30 cm以上であること。

イ 周囲の外壁面から水平距離 50 cm以上突き出していないこと。

ウ 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車庫、機械式立体自動車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台 15 m²を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき 1.2 m²を、床面積として算定する。なお、床として認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

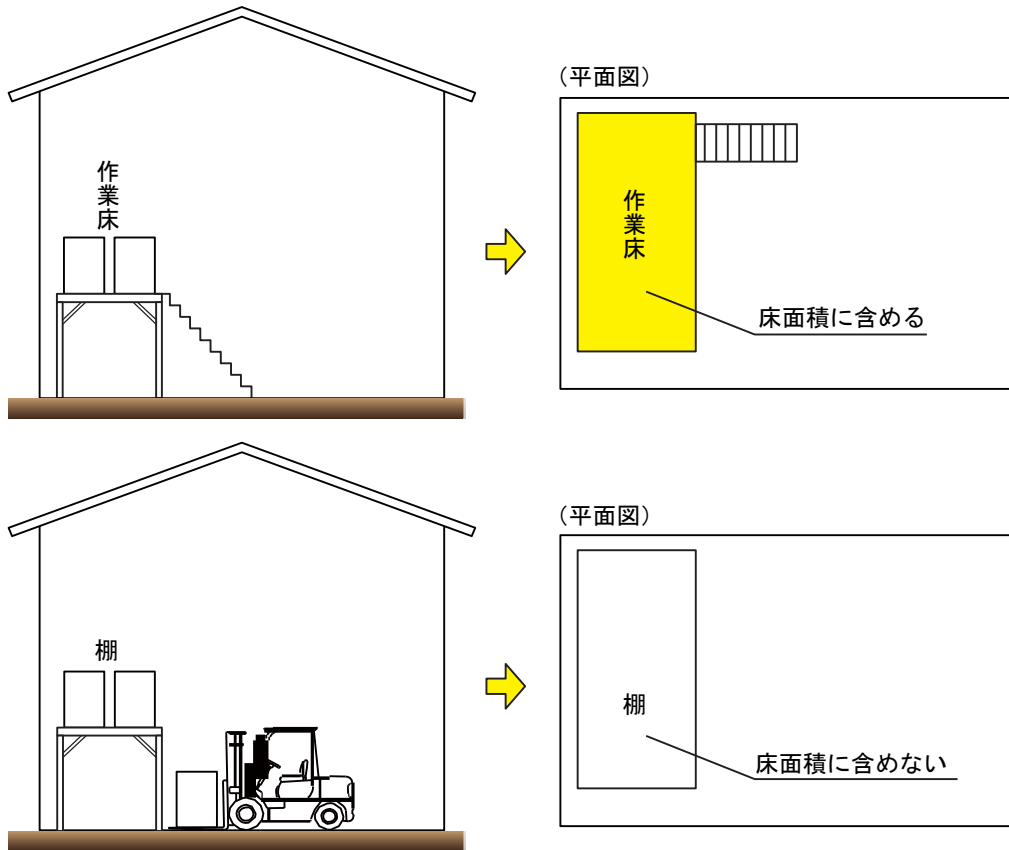
原則として、床面積に算入する。

ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

前1の建築基準法令によるほか、次によること。

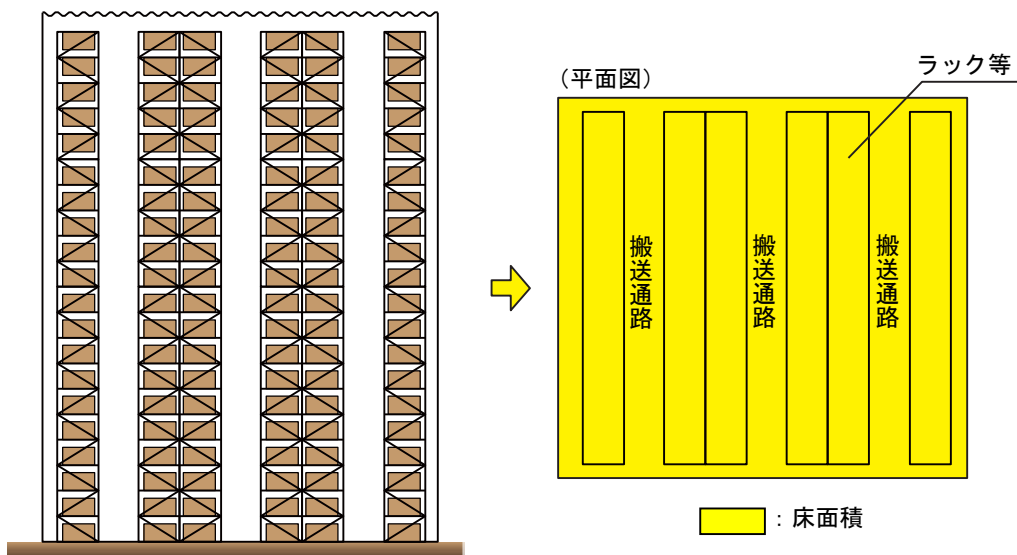
- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。（第3-6図参照）



【第3-6図】

- (2) ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定について

ア ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、搬送装置（昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。）を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等（棚又はこれに類するものをいう。以下この項において同じ。）及び搬送通路を設けた部分については、当該部分の水平投影面積により算定すること。（第3-7図参照）



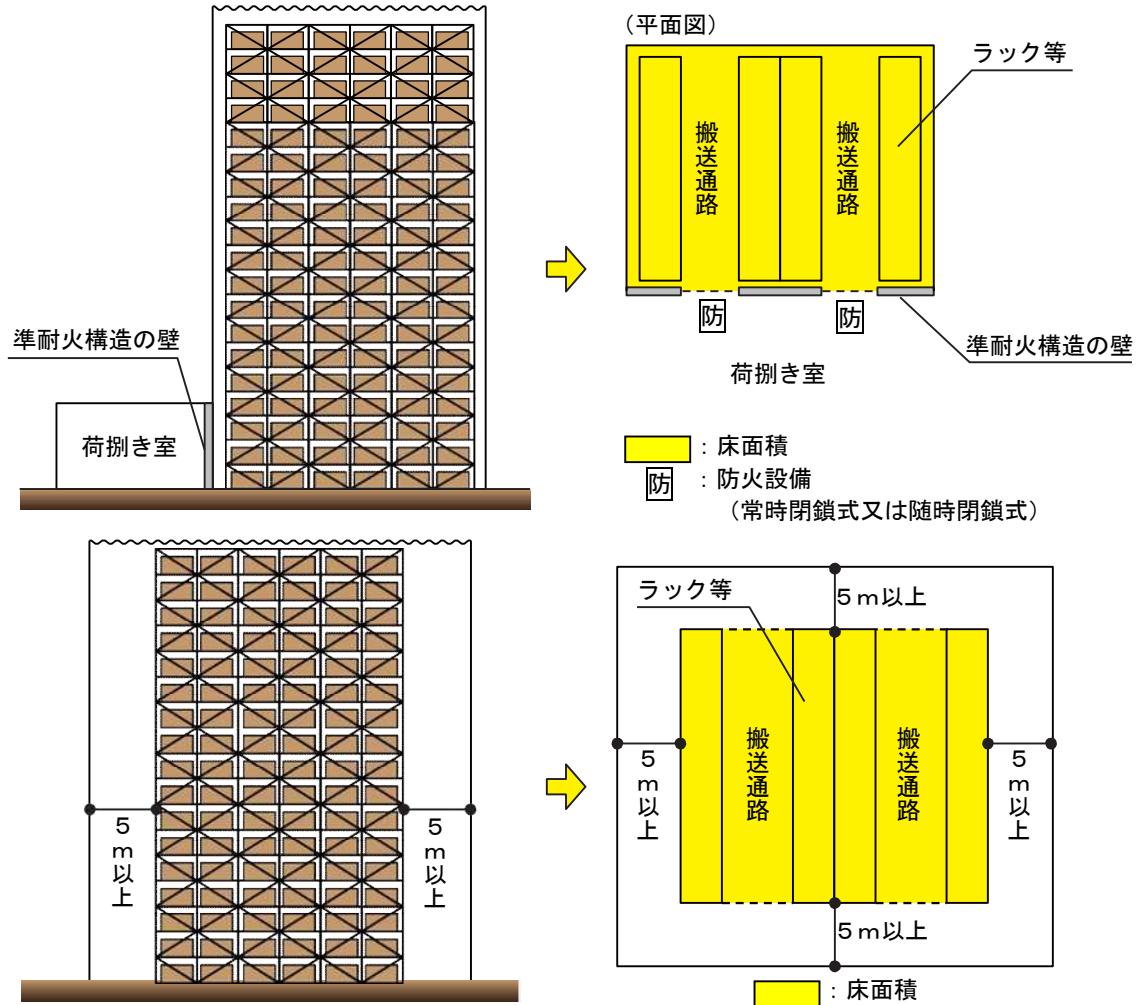
【第3-7図】

イ ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。(第3-8図参照)

この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

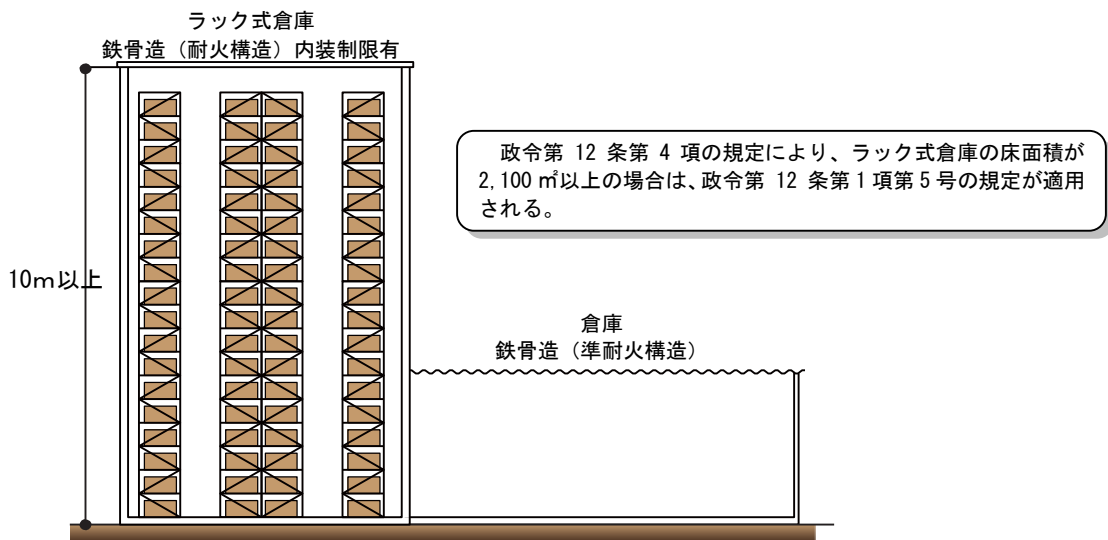
(7) ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備(区画に用いる防火戸は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。)で区画されているもの。

(イ) ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの。



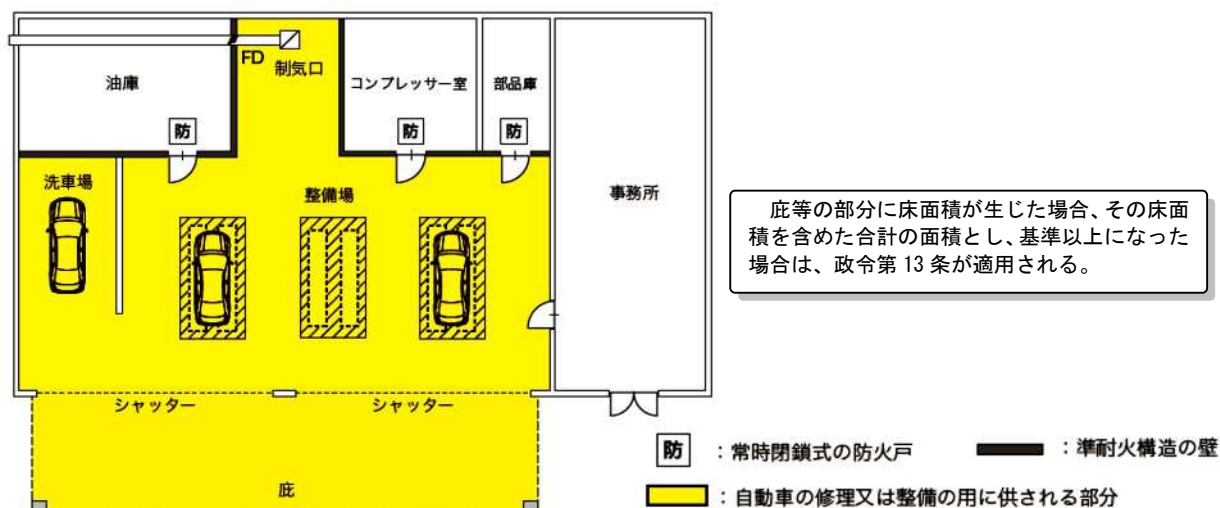
【第3-8図】

ウ 前イに該当する場合、政令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。(第3-9図参照)



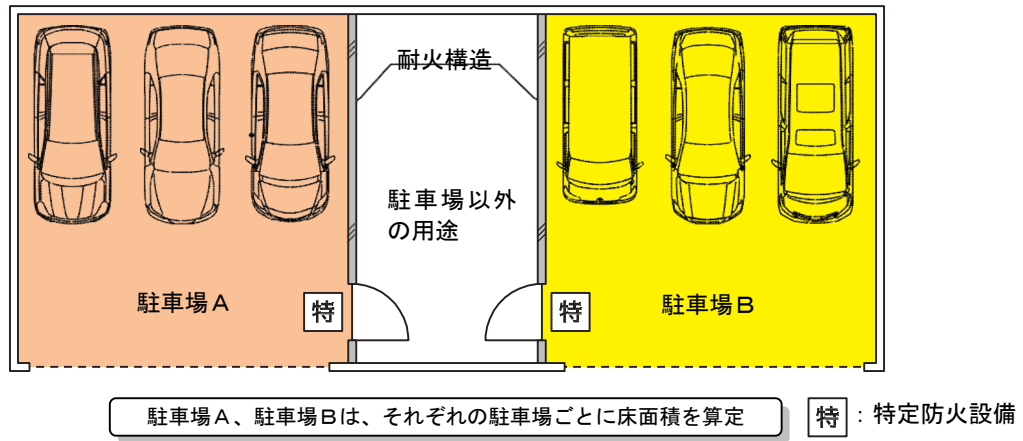
【第3-9図】

- エ ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%以下であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。
- オ ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあっては、屋根の下面）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。
- カ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものをいう。）については、階層ごとに床があるものとして算定すること。
- (3) 政令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供する部分（以下この項において「修理又は整備の用に供される部分」という。）」の床面積等は、次によること。
- ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等（事務所その他これに類する室を除く。）は床面積に算入すること。
- ただし、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる。（第3-10図参照）
- (7) 準耐火構造の床又は壁で区画され、床、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げること。
- (イ) 修理又は整備の用に供される部分に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。
- (ロ) 修理又は整備の用に供される部分に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。
- (ハ) 給水管、配電管その他の管が、当該区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と当該区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (ニ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。
- イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける庇又は車路（上部が常時外気に開放されている部分を除く。）は床面積に算入すること。



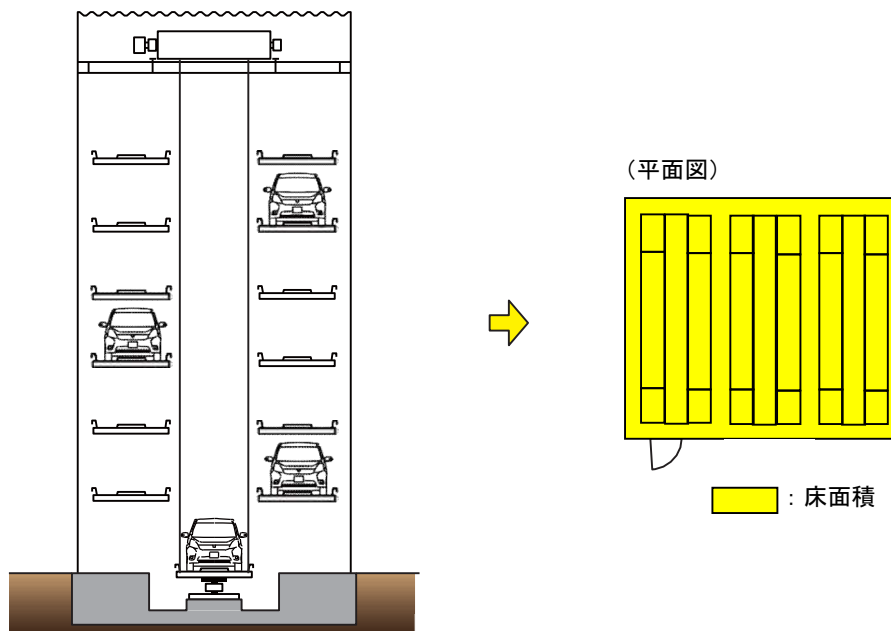
【第 3—10 図】

- (4) 政令第13条第1項第5欄に規定する「駐車のために供する部分」の床面積等は、次によること。
- ア 車路は、床面積に算入するものであること。
- ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
- イ 駐車のために供しない部分を介して2箇所以上の駐車のために供する場合は、それぞれの駐車のために供する部分（駐車のために供する部分と駐車のために供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）ごとに床面積を算定すること。（第3-11図参照）



【第3-11図】

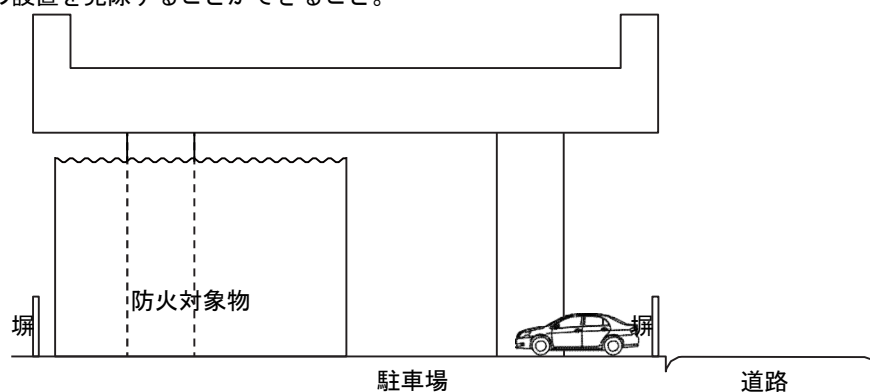
ウ タワー方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、建築物に限る。以下同じ。）及び機械式駐輪場（昇降機等の機械装置により自転車を駐輪させる構造のものをいい、建築物に限る。）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-12図参照）

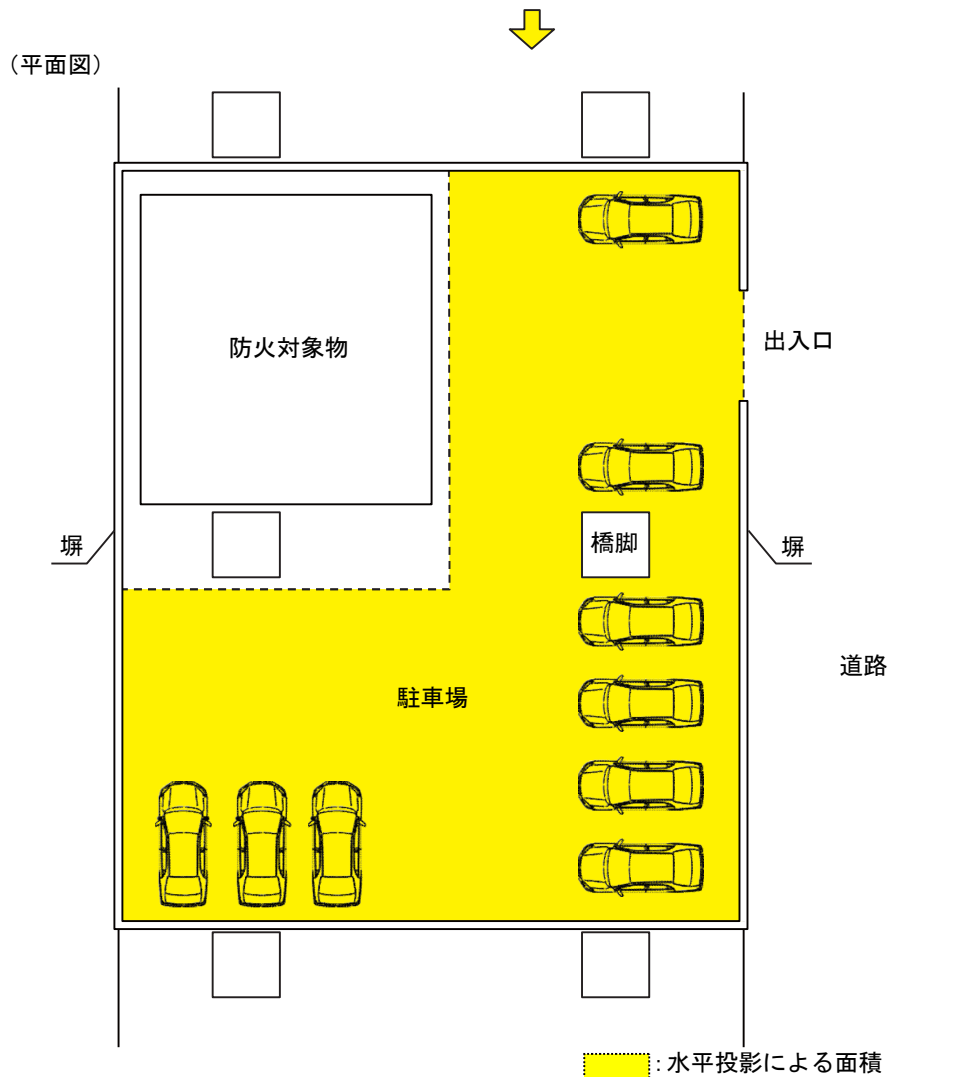


【第3-12図】

エ 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける駐車のために供する部分は、柵又は塀により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-13図参照）

なお、法第17条の適用に際し、外気への開放性及び使用実態等を勘案して、政令第32条の適用により、消防設備等の設置を免除することができること。





【第3-13図】

オ 機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいう。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場が相互に離れ、かつ、地下部分を開口部のない耐火構造の壁により延焼防止上有効に区画した場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。

カ トラックバス（荷捌き場）は、駐車の用に供されないための措置が講じられている、又は「駐車禁止」の標識等を標示している場合は、床面積に算入しない。

- (5) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ただし、防火対象物の屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次のイによること。

ア 不燃区画された部分の場合（第3-14図参照）

不燃材料で造られた壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- (7) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、常時閉鎖式の防火戸が設けてあること。

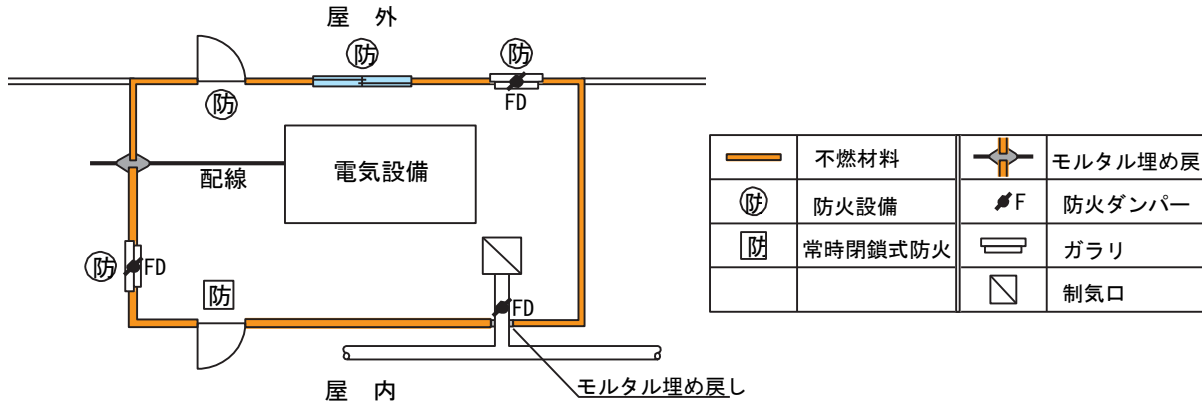
ただし、使用形態上、自動閉鎖装置付きのものを用いることが困難な場合においては、随時閉鎖式の防火戸とすることができる。

- (イ) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

- (ウ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれ

に近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

- (イ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (オ) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。



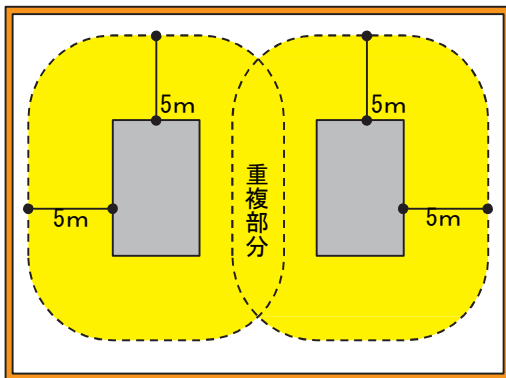
【第3-14図】

イ 水平投影による部分の場合（第3-15図参照）

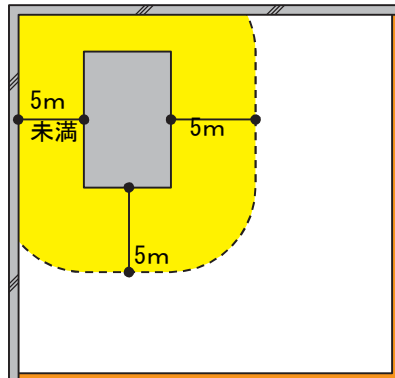
電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

- (7) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。
- (イ) 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。
この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前アによる防火設備が設けられていること。

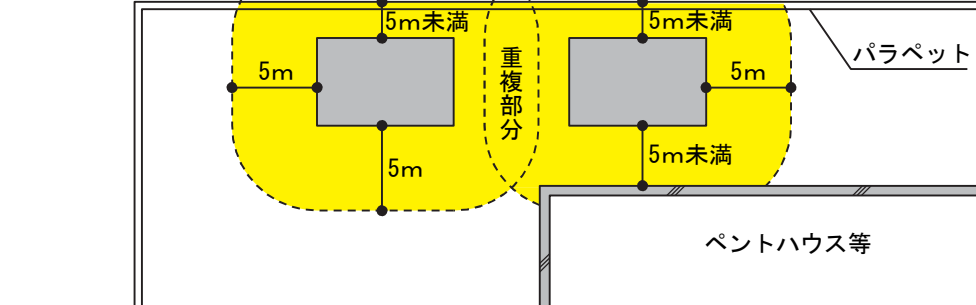
○重複部分がある場合



○耐火構造の有効な壁がある場合



○屋上の場合



凡例

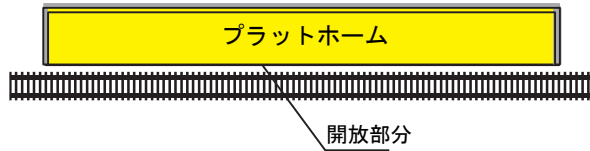
耐火構造の壁	電気設備の据付部分
不燃材料	水平投影による面積

床面積の判定は、（据付部分）と （水平投影による部分）の合計（重複部分は、加算しない。）

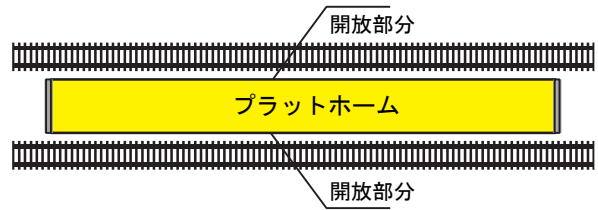
【第3-15図】

- (6) 鉄道の停車場で延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットフォームは、床面積に算入しないことができるものであること（上屋の屋根が2以上のプラットフォームにわたって連続して設けられたものを除く。）。（第3-16図参照）

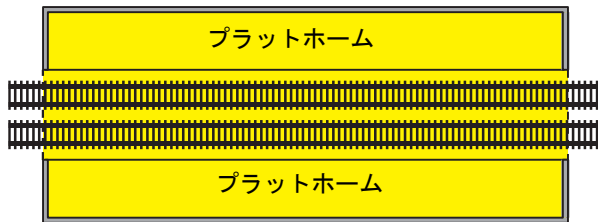
○延長方向の一面開放の例



○延長方向の二面開放の例



○（ ）書きにより床面積に算入される場合の例



凡例

	屋根が架かっている部分
	軌道部分
	非開放部分

【第3-16図】

- (7) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが概ね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

- (8) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項において「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。（第3-17図参照）

なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

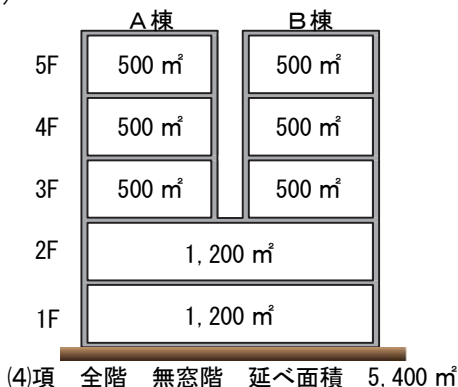
（平面図）



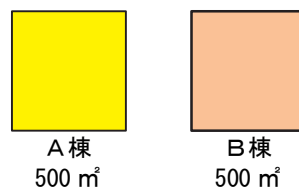
法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定する。
(1,000㎡)

【第3-17図】

- (9) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。（第3-18図参照）

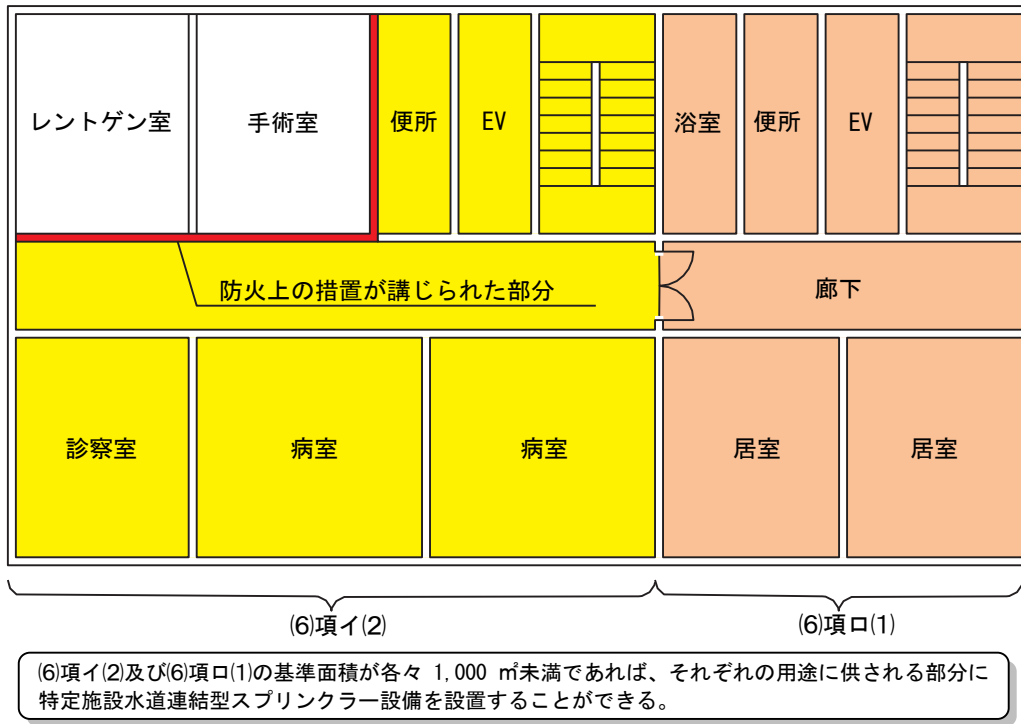


3F～5F平面図



3階から5階の床面積が1,000㎡（無窓階）のため、政令第28条に規定する排煙設備が必要となるが、同一階が屋外空間を隔てている場合は、当該部分ごとに床面積を算定し、排煙設備を設置しないことができる。

【第3-18図】



【第3-21 図】

エ 防火上の措置が講じられた部分

次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。(第3-22 図参照)

- (7) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分

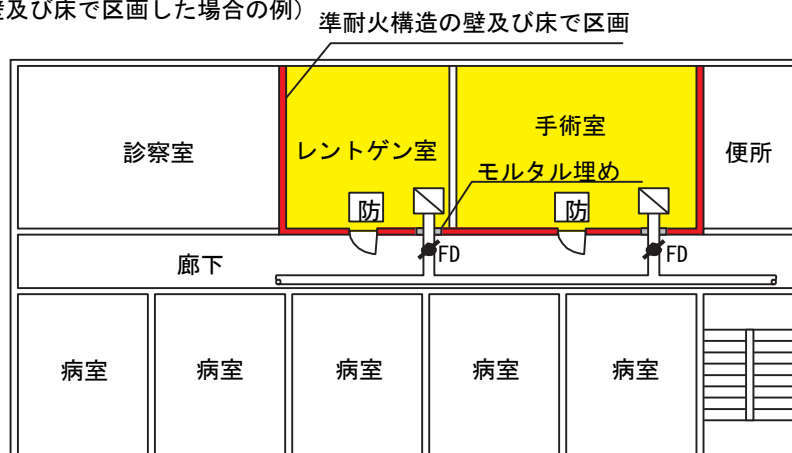
なお、ここでいう「開口部」とは、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まないこと（イにおいて同じ。）。

- (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの。

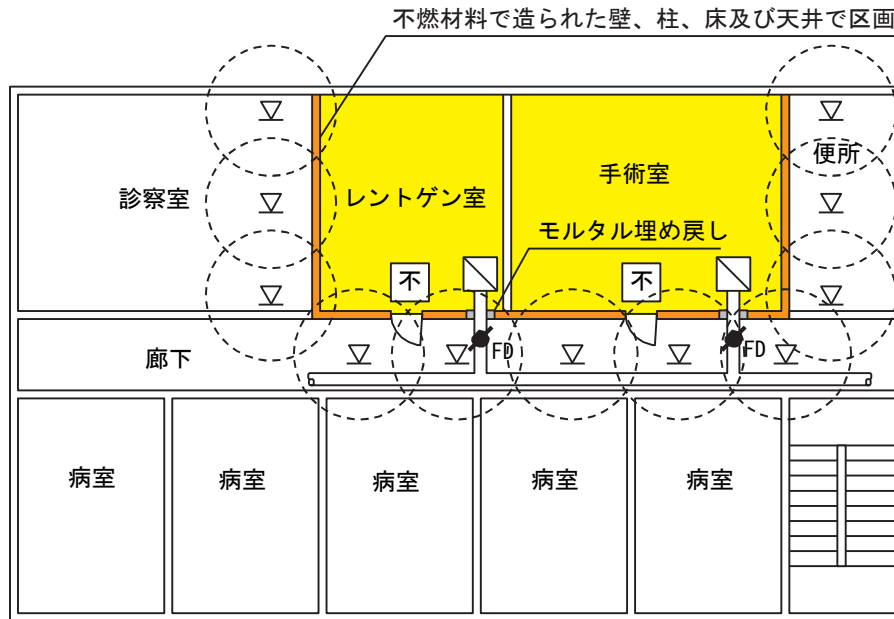
なお、ここでいう「当該部分に隣接する部分」は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではないこと。

また、「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、「当該部分に隣接する部分」に政令第12条第2項の規定（省令第13条第3項各号を除く。）に準じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいうものであること。この場合、政令第12条第2項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はないこと。したがって、政令第12条第3項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様であること。

(準耐火構造の壁及び床で区画した場合の例)



(不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画した場合の例)



凡例

▽	水道連結型ヘッド
防	防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）
不	不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）
FD	防火ダンパー

【第3-22 図】

オ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した防火対象物又はその部分において、屋内消火栓設備を設置しなければならない場合

政令第12条第1項第1号及び第9号に定める防火対象物又はその部分に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合においても、政令第11条第1項又は第2項に該当する場合は屋内消火栓設備を設置しなければならない。（第3-23 図参照）

(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合の例)

(例1)

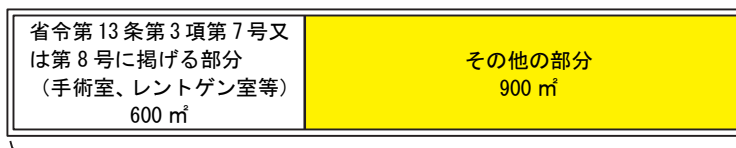
(6)項ロ(1) ≪無窓階≫ (その他の構造)



基準面積 1,000 ㎡未満であるが、政令第11条第1項第6号の規定（無窓階で、床面積が150㎡以上の(6)項ロに掲げる防火対象物）に該当するため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

(例2)

(6)項イ(2) ≪無窓階以外の階≫ [準耐火構造 (内装制限有り)]



延べ面積 1,500 ㎡

基準面積と省令第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分の床面積の合計を加算した数値が1,500㎡であり、政令第11条第1項第2号に規定する2倍(1,400㎡)以上となるため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

【第3-23 図】

3 階数の算定

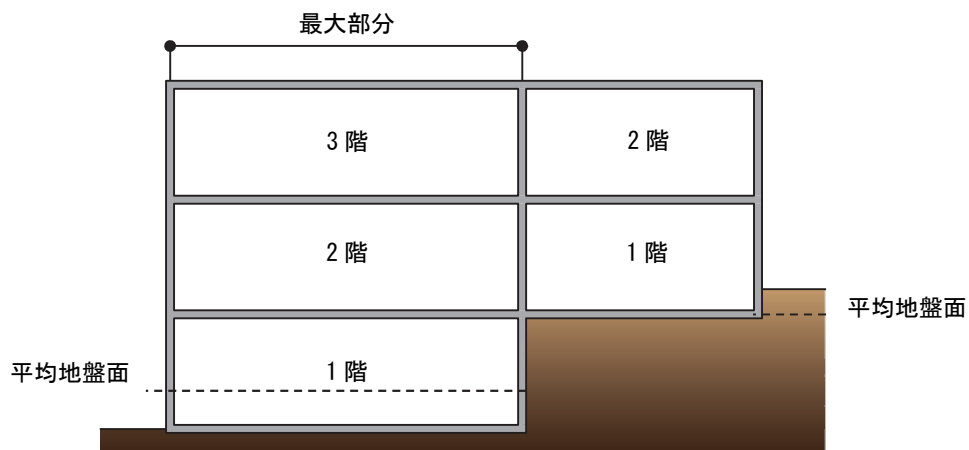
消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。

この場合の一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

- (2) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

- (3) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。（第3-24図参照）



【第3-24図】